

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく  
災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領（平成23年3月9日付け23環機第155号。以下「繰延要領」という。）第2の1に基づく災害等及び同2に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

平成30年7月27日

一般財団法人畜産環境整備機構  
理事長 井出道雄



1 繰延要領第2の1の(2)のアにより指定する激甚災害

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第226号）により指定された災害

2 繰延要領第2の2の規定により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

- ・畜産高度化支援リース事業のすべてのリース  
(畜産高度化支援補完リース事業及び畜産経営環境対応強化緊急対策事業のリースは、対象とはなりません。)